

旧警戒区域の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用、工場の土地建物の財物損害が賠償された事例。

611-1

和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 財物損害（別紙目録1，2記載の不動産及び動産）

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金2,262,835,872円であることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して、別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

5 確認条項

申立人及び被申立人は、第1項記載の財物について、本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月18日

（別紙目録1及び2省略）

（仲介委員 小島延夫）

旧警戒区域の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用、工場の土地建物の財物損害が賠償された事例。

611-2

和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|-------|----------------------------|
| ①損害項目 | 工場移転費用 |
| 期 間 | 自 平成23年5月 1日 至 平成23年12月31日 |
| ②損害項目 | 資産原状回復費用 |
| 期 間 | 自 平成23年3月11日 至 平成24年 3月31日 |
| ③損害項目 | 倉庫費用 |
| 期 間 | 自 平成23年4月 1日 至 平成24年 3月31日 |
| ④損害項目 | 技術外注対応交通費 |
| 期 間 | 自 平成23年3月11日 至 平成23年 8月31日 |
| ⑤損害項目 | 新規設備取得費用（別紙1参照） |
| ⑥損害項目 | 〇〇工場設備廃却費用（別紙2参照） |
| 期 間 | 自 平成23年12月1日 至 平成24年 2月29日 |
| ⑦損害項目 | 〇〇工場撤退費用 |
| 期 間 | 自 平成23年12月1日 至 平成24年 2月29日 |

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金240,104,507円であることを認める。

(内訳)

①工場移転費用	23,826,453円
②資産原状回復費用	42,065,978円
③倉庫費用	19,595,282円
④技術外注対応（交通費）	4,340,778円
⑤新規設備取得費用	22,437,141円
⑥〇〇工場設備廃却費用	75,693,955円
⑦〇〇工場撤退費用	52,144,920円

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月14日

(別紙目録1及び2省略)

(仲介委員 小島延夫)

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

①損害項目 〇〇外注費（増加分）

期 間 自 平成23年 3月11日 至 平成24年 3月31日

②損害項目 〇〇廃却費

期 間 自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 3月31日

③損害項目 〇〇不良品金額

期 間 自 平成23年 3月11日 至 平成24年 3月31日

④損害項目 資産移動費用

期 間 自 平成23年 3月11日 至 平成23年11月30日

⑤損害項目 工場運営費

期 間 自 平成23年 3月11日 至 平成24年 5月31日

⑥損害項目 弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金440,872,289円であることを認める。

（内訳）

①損害項目 〇〇外注費（増加分） 268,000,000円

②損害項目 〇〇廃却費 15,866,120円

③損害項目 〇〇不良品金額 51,500,000円

④損害項目 資産移動費用 20,841,108円

⑤損害項目 工場運営費 53,165,061円

⑥損害項目 弁護士費用 31,500,000円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月7日

(仲介委員 小島延夫)